

(3) 被災動物救援について (人とペットの災害対策ガイドライン 環境省)

「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成 25 年 6 月）」

→「人とペットの災害対策ガイドライン（平成 30 年 2 月）」改訂

ガイドラインの改訂のポイント

○名称

- ・旧ガイドラインの「救護対策」という言葉が、放浪動物等の保護というイメージを強く連想させ、誤解を招きやすかった。
- ・ガイドラインの内容は災害時にも被災者がペットを適切に飼養出来るように支援するものであり、飼い主の自立支援を目的とすることから、シンプルに伝わる名称に変更。
- ・ペットの飼養面から考えた災害時の対策は、平常時の準備の延長線上にあり、特に重要だと考えられることから、災害時に限定する文言を名称から削除。

○自助

- ・災害時のペットの救護や飼養についても飼い主による「自助」が基本であることを明記。
- ・災害時に被災者がペットを適切に飼養するには、日頃からの準備が重要であることを明記。

○自治体が行う災害時のペット対策の意義

- ・災害時に行政機関が行うペットの対策は、被災者である飼い主の救護の観点から行っていることを明確にした。

○同行避難についての考え方の再整理

- ・「同行避難」が避難所でのペットとの同居を意味するものではないことを改めて明確にした。
- ・同行避難は飼い主自身の身の安全確保が前提であること。
- ・地域や災害の態様によっては、在宅避難などもありえること、同行避難後にペットの飼養場所や預け先にどのような選択肢があるのかを示した。

○広域支援、受援体制

- ・旧ガイドラインではペットの災害対策は被災地の自治体や獣医師会等が中心となって実施することを想定しているが、自治体の境界を超えた広域的な支援体制の整備が必要であること、また、受援体制の準備も必要であることを示した。

ガイドラインの掲載場所

- ・環境省HP https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html
- ・写真や事例などを加えた詳細版は4月上旬に環境省HPに掲載予定。